

# 兵庫県公報

令和7年12月1日 月曜日 第7号外

発行人  
兵 庫 県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目 次

### 公安委員会告示

- 平成23年兵庫県公安委員会告示第13号（道路交通法に基づく免許関係事務の委託に係る要件）等の一部改正 ..... 1

### 公 安 委 員 会 告 示

#### 兵庫県公安委員会告示第247号の2

平成23年兵庫県公安委員会告示第13号（道路交通法に基づく免許関係事務の委託に係る要件）等の一部を次のように改正し、令和7年12月2日から施行する。

令和7年12月1日

兵庫県公安委員会

委員長 津 田 隆 雄

- 1 平成23年兵庫県公安委員会告示第13号（道路交通法に基づく免許関係事務の委託に係る要件）の一部改正  
1の(2)中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。  
2の(3)を次のように改める。  
(3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第1項に規定する安全管理の措置を講ずることが能够すること。
- 2 平成23年兵庫県公安委員会告示第14号（道路交通法に基づく講習の委託に係る要件）の一部改正  
1の(2)中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。  
3の(4)を次のように改める。  
(4) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第1項に規定する安全管理の措置を講ずることが能够すること。
- 3 平成23年兵庫県公安委員会告示第15号（道路交通法に基づく講習の委託に係る要件）の一部改正  
1の(2)中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。  
2の(4)を次のように改める。  
(4) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第1項に規定する安全管理の措置を講ずることが能够すること。
- 4 平成23年兵庫県公安委員会告示第16号（道路交通法に基づく講習の委託に係る要件）の一部改正  
1の(2)中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。  
3の(4)を次のように改める。  
(4) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第1項に規定する安全管理の措置を講ずることが能够すること。